

募集要項（別紙） 「選定方法について」

1. 基本的な考え

宇城市ビジネスサポートセンターの使用者の選定にあたっては、提出された事業計画書及び必要書類の内容について評価し、市長が定める選定基準を上回った応募者を使用候補者として決定する。

応募者がいなかった場合は、募集条件を見直し、再度公募を行うことができるものとする。

2. 評価主体及び概要

評価は、市の職員で構成する「宇城市ビジネスサポートセンター選定委員会」が、外部専門家の意見も参考にして、書類審査で行うこととし、応募書類及び事業計画の内容について公平かつ適正な評価を行う。

3. 評価の方法

宇城市ビジネスサポートセンター選定委員会の各委員が応募書類及び事業計画の内容について採点を行い、各委員が評価した「評価点数表及び特筆すべき点」を基本として、市長が定める選定基準を上回った場合に、使用候補者を選定する。

4. 結果通知

評価対象	応募者 ※申請書類に不備がある場合は、評価対象から外れる。
結果通知	評価結果は、「結果通知書」を送付する。
通知期日	事業計画書提出後、随時評価を行い、結果を通知する。
備考	(1) 使用候補者決定前に、同一施設に対して複数の応募があった場合は、先に申請があった者が、審査の結果、市長が定める選定基準を上回った場合は、先着順とする。 (2) 評価に対する一切の異議申し立ては受け付けない。 (3) 使用候補者として選定された者は、速やかに市と施設使用についての協議を始め、一月以内に使用を開始するものとする。但し、使用開始について、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りではない。

5. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、使用候補者としての決定を取り消す

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 使用候補者の決定から使用許可書の通知までの間に、使用候補者の事情の変化により、宇城市ビ

ジネスサポートセンター条例及び規則、その他関係法令に基づく施設の使用が困難であると市が判断したとき。

- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、使用候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 使用候補者が応募資格に適合しなくなったとき。

6. その他

- (1) この施設使用の応募に参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- (3) 提出書類は、特に指定がある場合を除き、A4判普通紙1枚を使用し、文章は横書きとする。また、文字サイズは12ポイント以上とする。
- (4) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が本案件の施設使用の応募に関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。

7. 問い合わせ先

宇城市 経済部 商工振興課 担当：吉崎・千葉崎

電話：0964-32-1111（内線1193）